

近江八幡市結婚新生活支援補助金交付要綱

令和4年8月1日

告示第229号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たに婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活の経済的負担を軽減し、もって少子化対策並びに本市への移住及び定住の促進を図ることを目的として、予算の範囲内で近江八幡市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、近江八幡市補助金交付規則（平成22年近江八幡市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年2月27日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 継続補助世帯 令和7年近江八幡市告示第号による改正前の近江八幡市結婚新生活支援補助金交付要綱（以下「令和6年度要綱」という。）の規定により新婚世帯として補助金の交付を受けた世帯であって、当該補助金の額が、60万円（第5条第1項第2号に規定する世帯は、30万円）に満たなかった世帯をいう。
- (3) 住宅 自己の居住の用に供するための建物（共同住宅及び併用住宅を含む。）をいう。
- (4) 住宅購入費用 婚姻を機に近江八幡市内の住宅（新婚世帯の3親等以内の親族が所有する住宅を除く。以下この号及び次号において同じ。）を購入する際に要した費用であって令和7年4月1日から令和8年2月27日（同日までに次条に規定する補助金の交付の対象となる世帯（以下「補助対象世帯」という。）に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日。以下この条において同じ。）までの間に支払が生じたもののうち、建物の購入費（利息を除く。）をいう。ただし、婚姻届を提出した日（以下「婚姻日」という。）より前に購入した住宅にあ

っては、婚姻日から起算して1年前までに婚姻を機として購入した住宅に限る。

- (5) 住宅賃借費用 婚姻を機に近江八幡市内の住宅を賃借する際に要した費用であって令和7年4月1日から令和8年2月27日までの間に支払が生じたもののうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けている場合又は賃料等について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては、住宅手当に相当する額を除く。

- (6) 引越費用 令和7年4月1日から令和8年2月27日までの間に婚姻を機に近江八幡市内の住宅に引越する際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

- (7) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の就学及び生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助対象世帯は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす世帯とする。

- (1) 新婚世帯 次に掲げるいずれにも該当すること。

ア 補助金の交付の申請の日（以下「交付申請日」という。）において、夫婦のいずれも又は夫若しくは妻の住所が申請に係る住宅の所在地となっていること。

イ 婚姻日において、夫及び妻の年齢が39歳以下であること。

ウ 直近の夫婦の所得額を合算した額（貸与型奨学金の返済がある場合にあっては、夫婦の所得額からその返済した額を控除した額）が500万円未満であること。

エ この要綱の規定による補助金及び他市区町村（当該他市区町村を包括する都道府県を含む。次号において同じ。）からのこの要綱と同様の趣旨による補助金等の交付を受けていないこと。

オ 夫婦のいずれもが交付申請日において市税を滞納していないこと。

カ 夫婦のいずれもが近江八幡市に3年以上継続して居住する意思があること。

キ 夫婦のいずれも又はその家族及び同居人が、次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）

(イ) 暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）

(ウ) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) (ア) から (オ) までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

ク 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

ケ 夫婦のいずれも又は夫若しくは妻が日本国籍を有していない場合は、出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）その他法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること。

(2) 継続補助世帯 次に掲げるいずれにも該当すること。

ア 交付申請日において、夫婦のいずれも又は夫若しくは妻の住所が申請に係る住宅の所在地となっていること。

イ 他市区町村から、この要綱と同様の趣旨による補助金等の交付を受けていないこと。

ウ 夫婦のいずれもが交付申請日において市税を滞納していないこと。

エ 夫婦のいずれもが前号キに規定する要件に該当しないこと。

オ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(補助対象者)

第４条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象世帯の夫婦のいずれかとする。

(補助金の額等)

第５条 補助金の額は、第２条第４号から第６号までに規定する費用を加えて得た額に相当する額とし、１世帯当たりの限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、補助金の額に１，０００円未満の端数

があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 婚姻日における夫及び妻の年齢が29歳以下である新婚世帯 60万円

(2) 前号に掲げる者以外の世帯 30万円

2 前項の規定にかかわらず、継続補助世帯の補助金の額は、令和6年度要綱第2条第4号から第6号までに規定する費用を加えて得た額に相当する額とし、1世帯当たりの限度額は、令和6年度要綱第5条各号に定める額から令和6年度要綱の規定に基づき交付を受けた補助金の額を減じて得た額とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、令和8年2月27日までに市長に提出しなければならない。この場合において、申請書の提出をもって、規則第11条に規定する実績報告を行ったものとみなす。

(1) 新婚世帯 次に掲げる書類

ア 近江八幡市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号（その1））

イ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

ウ 住民票（申請に係る住宅の所在地に移住している者に限る。）

エ 令和7年度（令和6年分）の所得（課税）証明書。ただし、令和7年度（令和6年分）の所得（課税）証明書が発行できないことにつき相当な理由がある場合は、令和6年度（令和5年分）の所得（課税）証明書又は直近の収入が確認できる書類

オ 振込先口座が確認できるものの写し（夫婦のいずれかのものに限る。次号において同じ。）

カ 住宅の購入に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し及び領収書その他の支払が確認できる書類の写し（住宅購入費用の補助金の交付を申請する場合に限る。次号において同じ。）

キ 住宅取得支払額内訳自己申告書（別記様式第2号（その1））（住宅購入費

用の補助金の交付を申請する場合に限る。次号において同じ。)

ク 住宅の賃借に係る賃貸借契約書及び領収書その他の支払が確認できる書類の写し(住宅賃借費用の補助金の交付を申請する場合に限る。次号において同じ。)

ケ 住宅手当支給証明書(別記様式第2号(その2)) (住宅賃貸費用の補助金の交付を申請する場合に限る。次号において同じ。)

コ 引越に係る領収書及びその他の支払が確認できる書類の写し(引越費用の補助金の交付を申請する場合に限る。)

サ 貸与型奨学金の返還額が確認できる書類(貸与型奨学金を返済している場合に限る。)

シ 同意書兼誓約書(別記様式第3号(その1))

ス その他市長が必要と認める書類

(2) 継続補助世帯 次に掲げる書類

ア 令和6年度要綱に基づく近江八幡市結婚新生活支援補助金交付決定通知書の写し

イ 近江八幡市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号(その2))

ウ 振込先口座が確認できるものの写し

エ 住宅の購入に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し及び領収書その他の支払が確認できる書類の写し

オ 住宅取得支払額内訳自己申告書

カ 住宅の賃借に係る賃貸借契約書及び領収書その他の支払が確認できる書類の写し

キ 住宅手当支給証明書

ク 住民票(令和6年度要綱の規定に基づき提出したものと同一の記載内容となる場合を除く。)

ケ 同意書兼誓約書(別記様式第3号(その2))

コ その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは近江八幡市結婚新生活支援補助金交付決定通知書（別記様式第4号。以下「交付決定通知書」という。）により、交付をしないと決定したときは近江八幡市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知する。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、交付決定通知書による通知により、規則第12条に規定する補助金の額の確定通知をしたものとみなす。

（補助金の請求及び交付）

第9条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、速やかに近江八幡市結婚新生活支援補助金交付請求書（別記様式第6号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書の提出があったときは、受理した日から30日以内に補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助決定者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、近江八幡市結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書（別記様式第7号）により通知する。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において補助金が既に交付されているときは、近江八幡市結婚新生活支援補助金返還通知書（別記様式第8号）により、補助金の返還を請求する。

2 補助決定者は、前項の場合においては、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（報告等）

第12条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、補助決定者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

2 補助決定者は、前項の報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにこれに

応じなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。